

非行少年支援との比較からみる被害少年への社会復帰支援制度の在り方

岡 美琴

- 1 はじめに
- 2 社会復帰支援の法的位置付け
- 3 非行少年への社会復帰支援制度の概要
- 4 被害少年への支援制度の現状
- 5 社会復帰支援の構造比較と課題
- 6 課題を踏まえた被害少年支援の施策提案
- 7 おわりに

1 はじめに

非行少年に対する支援制度について、在院者の円滑な社会復帰を図り、出院後に自立した生活を営むまでの困難を有する在院者に対して支援を行い、学習支援や就労支援等社会復帰に向けた支援制度が整備されていることは、少年院法 44 条 1 項に明確に定められている。こうした支援制度は少年院以外でも様々な機関を通じて行われている。

では、被害少年に対する社会復帰に向けた支援はどの程度講じられているのだろうか。被害少年については、審判過程での配慮や非行少年の情報通知といった支援は存在するものの、事件後に学校や職場といった社会生活へ復帰する過程を支える支援制度の整備は、必ずしも明らかではない。また、犯罪被害による精神的な影響から、PTSD 等を発症し、学校や職場に戻ることが困難となる被害少年も少なくないと考えられる。このような状況を踏まえると、被害少年に対する社会復帰支援の在り方について検討する必要がある。

そこで本レポートでは、非行少年と被害少年に対する社会復帰支援制度を比較し、被害少年に焦点を当てた制度設計の在り方について論じる。

2 社会復帰支援の法的位置付け

まず、非行少年側と被害少年側の社会復帰支援がどのように位置付けられているのかを見ていく。

先述したように、非行少年に対する支援のうち社会復帰支援については少年院法 44 条 1 項柱書より、在院者の円滑な社会復帰を図り、出院後に自立した生活を営むまでの困難を有する在院者に対して支援を行うことが定められている。さらに、同項各号は、学習支援や就労支援等の具体的な支援について規定している。このように非行少年に対する社会復帰を見据えた制度が整備されていることは明らかである。

他方で、犯罪被害者等基本法3条3項は「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」と定め、国が犯罪被害者に対して、被害直後から社会復帰に至るまで、切れ目なく支援体制を構築することを明示している。この点から犯罪被害者への社会復帰支援の必要性は法的にも読み取れる。しかし、同法は理念にとどまり、少年院法44条のように、被害少年を対象にした学習支援や就労支援等の具体的な社会復帰支援制度を直接規定しているわけではない。そのため、被害少年に対する社会復帰支援については、大まかな方向性にとどまり、支援制度自体は不明確だといえるのではないだろうか。

3 非行少年への社会復帰支援制度の概要

ここでは、非行少年への社会復帰支援制度について整理する。

はじめに、少年院等の施設内における矯正教育課程が挙げられる。生活指導や基礎的な学習支援に加え、社会生活に必要な技能を身に付けるための職業訓練が体系的に実施され、非行少年は段階的に社会復帰に必要な能力の取得を可能にしている。

次に、保護観察官や保護司による指導・援助がある。出院後や在宅処遇の場合、保護観察期間中に、定期的な面接や必要に応じた家庭訪問が行われ、生活環境の安定、進学・就労に関する相談や家庭関係の調整など、日常生活上の課題について継続的な支援が提供される。

さらに、自立準備ホーム等の社会復帰施設も存在する。これは家庭に戻ることが困難な少年に対し、退院後に生活を整え、生活訓練や就労支援を受けながら自立に向けた準備を行う場として機能している。

そして、協力雇用主制度による就労支援も挙げられる。犯罪歴等により就労が困難な少年であっても、法務省に登録された協力的な企業が受け入れを行い、就労の機会を提供する仕組みである。人材の受け皿を整えているため、少年にとって就職につながる大きな支援である。

以上のように、非行少年に対しては、教育・生活・就労が連続的につながる社会復帰支援制度が準備されている。本人が積極的に支援を求めなくても、支援が制度を通じて「自動的に届く」構造が形成されているといえる。

4 被害少年への支援制度の現状

（1）犯罪被害後の実態

被害少年への社会復帰支援を検討するにあたり、はじめに支援制度の実態を確認する必要がある。なお、被害少年に特化した統計資料が存在しないため、ここでは犯罪被害者の調査を参考することとする。警察庁の「令和5年度 犯罪被害類型別調査」によれば、事件から3年以内の犯罪被害者のうち、55%が精神的な問題を抱えているとされている。し

かし、その対処方法として最も多かった回答は「特に何もしていない」であり、その割合は56%に上る¹。この結果から、犯罪被害者の精神的ケアや社会復帰支援の必要性は高いにもかかわらず、実際には十分な支援が受けられていない、あるいは支援が本人に届いていない現状があることが読み取れる。被害少年も同様に、精神的な問題を抱える可能性が高いと推測される。

（2）被害少年に対する現行の支援制度

次に、被害少年に対して現行ではどのような支援制度が用意されているのかを整理する。

まず、ハローワークによる就職支援が挙げられる。令和6年度「犯罪被害者白書」では、犯罪被害者の雇用の安定を支援する取組²が掲げられており、事業主への理解促進などが示されている。しかし、その内容は大枠の方針にとどまり、被害少年一人ひとりに対してどのような就労支援が具体的に提供されるのかについて明確な制度として整理されていない。制度の存在自体は示されているものの、実効性のある支援がどのように実施されるのかは見えにくい状況にある。

また、児童相談所による一時保護がある。これは、精神的に不安定で家庭での生活が困難な場合などに行われる支援であり、被害少年の安全を確保する点では重要な役割を果たしている。しかし、あくまで緊急避難的な保護であることから、学習支援や就労支援といった長期的な社会復帰を支える制度とは言い難く、支援の期間や内容は限定的である。

そして、少年サポートセンターの設置も挙げられる。少年サポートセンターは警察施設内に設置され、少年補導職員を中心として少年問題に関する相談対応を行っている³。しかし、支援の多くは電話相談や来所相談に限られており、支援の場が警察施設に限定されてしまっている。その結果、被害少年の日常生活の場から支援につながりにくく、継続的な社会復帰支援には発展しにくい。

以上の支援制度を踏まえると、被害少年への支援は「存在してはいる」ものの、支援の対象や内容が限定的で、継続的な社会復帰支援につながりにくい構造であるといえる。

¹ 警察庁「令和5年度犯罪被害類型別等調査 調査結果報告書」『警察庁 犯罪被害者等施策ホームページ』

〈<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha/r05/report.pdf>〉（2026年1月12日閲覧）34-35頁参照。

² 警察庁「令和6年度犯罪被害者白書 第2部第1章」『警察庁 犯罪被害者等施策ホームページ』

〈https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/2024/zenbun_pdf/2b1s.pdf〉（2026年1月12日閲覧）36頁参照。

³ 警察庁「令和7年度版 警察による犯罪被害者等支援」『警察庁 犯罪被害者等施策ホームページ』

〈https://www.npa.go.jp/higaisya/shien/pdf/keisatunioruhanzaihigaisyashien_R7.pdf〉（2026年1月12日閲覧）24-25頁参照。

5 社会復帰支援の構造比較と課題

（1）社会復帰支援の構造比較

前章で見てきた非行少年および被害少年への支援制度を踏まえ、ここでは両者の社会復帰支援を「支援の届き方」と「支援の場」という二つの観点から比較する。

非行少年に対する社会復帰支援は、少年院等の施設内処遇から保護観察、就労支援へと連続する制度構造を有しており、本人が積極的に支援を求めなくても、法制度の枠組みの中で支援が自動的に開始される仕組みとなっている。また、支援の場も、少年院や保護観察所、家庭、自立準備ホーム、就労先など多様であり、生活の場に寄り添った支援が行われている。

これに対し、被害少年に対する支援は、相談窓口や一時保護といった制度自体は存在するが、本人や家族が自ら支援を求めて初めて制度につながるという「取りに行く」構造となっている。そのため、支援の場は警察施設や相談機関などに限定され、学校や家庭といった日常生活の場からは、支援につながりにくいという特徴がある。

このように、支援の「届き方」と「場所」は大きく異なる。これらの違いが、結果として社会復帰のしやすさに影響するといえる。

（2）比較から見えてくる課題

以上の比較から、被害少年への社会復帰支援における課題は、大きく2点に整理できる。

1点目は、支援の必要性が高いにもかかわらず、支援を受けていない・受けることができない被害少年が一定数いることである。犯罪被害後の精神的負担が大きい状況において、自ら支援を求めるなどを前提とした制度の構造は、支援からこぼれ落ちる被害少年を生みやすい。

2点目は、行政機関や学校等が被害少年を積極的に把握し、支援につなげるような仕組みが十分に整備されていない点である。非行少年の場合には、処遇過程の中で関係機関が継続的に関与するのに対し、被害少年については、支援主体が分散しており、誰が中心となって社会復帰を支えるのか不明確である。

この2点の課題から、被害少年に対する社会復帰支援は、制度自体は存在しているが、必要とする少年には十分に届いていないことから、社会復帰支援が十分に機能していない状況にあると指摘することができる。

6 課題を踏まえた被害少年支援の施策提案

これまで確認してきたように、被害少年への社会復帰支援は、支援の必要性が高いにもかかわらず、自ら支援を求めて行動しない限り、支援が届きにくい構造に置かれている。そのため、今後の制度設計において最も重要なのは、被害少年が自発的に行動しなくても支援につながる受動的な支援体制の整備である。

以下では、この前提を踏まえ、具体的な施策を二つ提案する。

第一に、少年サポートセンターに派遣型の支援制度を導入することが考えられる。

現行の少年サポートセンターは、電話や来所による相談が中心であり、支援を受けるためには本人側から行動する必要がある。また、相談場所が警察施設に限定されていることから、日常生活の場からつながりにくいという課題を抱えている。

そこで、支援者側から学校・職場・家庭など被害少年の日常生活の場へ出向く派遣型の仕組みを整備することが有効である。学校や職場に心理職や相談員を定期的に派遣し、安心できる環境で相談を受けられる体制を整えることや、外出が困難な少年に対して家庭訪問による相談・カウンセリングを行うことが考えられる。このように支援を受ける側の負担を軽減し、支援の方から被害少年に近づく体制を構築することで、相談が単発で終わることを防ぎ、継続的な支援の提供を可能にする。

第二に、学校・企業・ハローワークとの連携を強化し、被害少年の進路や生活面を支える体制を整備する必要がある。

被害少年の中には、事件による心理的な影響から、直ちに通常の授業や勤務に復帰することが困難な少年も少なくない。そのため、短時間登校や段階的な勤務再開、在宅での学習・業務など、心理状態に応じて復帰までのステップを細かく設定できる柔軟な仕組みが求められる。また、ハローワークとの連携については、犯罪被害少年に対する雇用支援が施策として掲げられているものの、具体的な内容については、必ずしも明確とはいえない。そこで、就職先の紹介や面接日程の調整、必要に応じた同行支援等といった採用に至るまでの一貫した支援を制度化することが重要である。さらに、オンライン相談や家庭訪問による支援など、相談手段の多様化も併せて進める必要がある。

これらの連携を強化することで、被害少年が「学校に戻る」「働き始める」という社会復帰の過程において、支援者が継続的に寄り添うことが可能となる。被害少年が強い不安を抱える場面においても、進路の選択肢を確保し、着実に前進できる支援体制を構築することが重要である。

7 おわりに

非行少年については、少年院等の施設内処遇から保護観察、就労支援へと支援が連続し、本人が積極的に支援を求めなくても制度の枠組みの中で支援が「届く」構造が整備されている。他方で、被害少年側は審判過程での配慮や心理的ケアに関する支援は存在するものの、事件後に学校や職場へ復帰する過程を支える制度は不明確であり、支援の場も相談機関等に限定されている。そのため、支援の「届き方」と「支援の場」において非対称性が生じ、結果として社会復帰のしやすさに影響していると考えられる。

犯罪被害による精神的問題は時間とともに減少する面もあるが、一定数は長期に抱え続ける上、支援の遅れは社会的コストの増大を招く。よって、早期から切れ目なく支援を届けることを可能にする制度の整備が求められる。

支援が必要なときに被害少年が自ら「受けに行く」ことを前提とするのではなく、必要

な支援が自然に届き、生活の再建を継続的に支えられる制度へと転換することが、今後の制度設計において最も重要な観点である。